

沼津市「長寿を祝う会」業務委託 公募仕様書

1 委託業務の名称

沼津市「長寿を祝う会」業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和7年11月21日（金）まで

3 目的

本市では、多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者の長寿をお祝いするため、市内在住の75歳以上の方を対象に、式典と演芸会で構成される「長寿を祝う会」を開催している。参加する高齢者の長寿を祝うとともに、充分に楽しんでいただけるような演芸プログラムを実施し、より多くの方が参加しやすく、また安全・安心で円滑な運営業務を実施することを目的とする。

4 概要

(1) 行事対象者

市内在住の75歳以上の方（約35,000人）及び介助者

(2) 開催日程及び公演回数

令和7年10月28日（火）、29日（水） 各日 午前・午後 計4回

①10月27日（月） 会場設営・リハーサル（イベント当日にリハーサル実施でも可）

②10月28日（火） イベント1日目

③10月29日（水） イベント2日目・会場撤収

※会場設営及び会場撤収を含むイベントの実施時間は、（5）に記載の施設利用時間を有効に活用して設定すること。

(3) 時間

午前の回：10時30分～11時30分 60分間

午後の回：14時00分～15時00分 60分間

(4) 定員

各回700人

(5) 会場

プラサヴェルデ コンベンションホールA

（沼津市大手町1-1-4）

※会場の利用時間は、施設利用料金区分により次のとおりとする。

	10/27	10/28	10/29
コンベンション ホールA	全日 (9:00～22:00)	全日 (9:00～22:00)	午前・午後 (9:00～18:00)

5 業務内容（出演者の未定がある案は認められません）

（1）式典（15分）

- ・司会進行を行うこと

※進行内容については、沼津市が指定する内容とすること

（2）演芸会（40分）

- ・司会進行及び演芸プログラムを実施すること
- ・演芸プログラムは下記例示を参考に、集客の柱となる内容とすること

例：歌謡ショー、漫談、漫才、曲芸、マジック、浪曲、落語 等

※歌謡ショー等の場合、生バンドかカラオケかを明記

※1演目又は2演目

※各回同一内容とすること

（3）「長寿を祝う会」参加にかかる参加者の申込受付・結果通知作成

- ・ハガキ及びインターネットに対応できる申込受付とすること（申込案内を含む広報については沼津市が行う）
- ・インターネットによる応募は、高齢者にもわかりやすいフォームで、応募ハガキに記載する内容に沿ったものを作成すること
- ・申込者多数の場合は、抽選を行うこと
- ・当日の席次決定をすること
 - ※席次については、申込時に複数人（最大3人）で申し込んだ人、また介助者「有」の場合は席をつづき番号とすること
- ・参加申込者一覧、席次等について沼津市へ報告すること
- ・参加の可否及び席次、案内等について、通知準備を行い、封入・封緘すること
 - ※封筒（長形3号）は、沼津市にて準備する。また、郵便発送及び郵送料支払いは沼津市で行う。
- ・当選通知については、ハガキ（100mm×148mm）の大きさに当選者分を作成し、当選回、席次等の記載をすること
 - ※印刷内容については、事前に沼津市の確認を受けること
- ・参加申込者の重複確認、削除を行うこと

（4）交通整理等

- ・プラサヴェルデ東駐車場及び西駐車場、会場周辺の交通整理や誘導案内等を行うこと
- ・その他、巡回等により安全確保を行うこと

※方法については、沼津市と協議の上、決定すること

（5）参加者受付・誘導案内等

- ・当日の参加者受付、席への誘導案内を行うこと

（6）その他

- ・災害等、有事の際における緊急対応マニュアルを作成すること

（7）実施報告

- ・業務終了後速やかに、業務期間中の委託者との協議記録等、行事開催日当日の実施内容、記録写真及び集計結果等を添えて業務完了報告書を提出すること

6 費用について

契約金額には、沼津市「長寿を祝う会」の興行に要する一切の費用を含むものとする。

（受付・抽選・結果通知等準備、駐車場等交通整理、出演者・スタッフの人件費（源泉所得税を含む）、交通費、食事代、宿泊費、著作権使用料 等）

ただし、会場利用料等の経費については下記の表のとおり負担するものとする。

		会場利用料 コンベンションホールA	会議室利用料 (楽屋用)	備品利用料 (照明、音響、司会台、 移動ステージ等)	会場設営費 (ジョーゼット幕、脇幕、 持ち込み機器 等)
受託者	前日	×	△※1	△※2	○※3
	当日	×	△※1	△※2	○※3
委託者	前日	○	×	○	×
	当日	○	△※1	○	×

- ※1 プラサヴェルデ主催者控室 コンベンションホールAに付随する会議室は委託者負担とすることとし、追加分は受託者で用意して負担をする。
- ※2 コンベンションホールAにある会場備え付け備品の使用については、委託者が負担をするが、持ち込みにて行う場合については、受託者負担とする。
- ※3 コンベンションホールAは横配置シアター形式とするため、ジョーゼット幕、脇幕等を持ち込み、会場設営を行う

7 業務委託料の支払いについて

沼津市が受託者から業務完了報告書の提出を受けた後、適法な請求により 30 日以内に支払うものとする。

8 その他

- (1) 業務遂行に際し、疑義が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項に関しては、双方協議の上、これを定めるものとする。
- (2) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法及びその関連法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (3) 著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないように十分留意しなければならない。
- (4) 受託者は、委託者及び関係者と打合せの場を設ける等、定期的に、情報交換を行うとともに、本業務の実施の進捗状況報告を行う等、随時委託者と調整を図らなければならない。
- (5) 疫病の蔓延等により委託業務の中止が発生する可能性があることに留意すること。なお、疫病の蔓延等の影響により中止した場合、既に発生した費用については、速やかに報告し双方協議の上決定することとする。

